七	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上一千キロワット未満のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十・四五円）	二十年間
八	水力発電設備であって、その出力が一千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十五・二〇円）	二十年間
九	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（四十二・〇〇円）	十五年間
十	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十七・三〇円）	十五年間
十一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（四十・九五円）	二十年間
十二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十三・六〇円）	二十年間
十三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十五・二〇円）	二十年間
十四	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（十三・六五円）	二十年間
十五	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十一号から第十四号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（十七・八五円）	二十年間

備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

三　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四　施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五　木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

六　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

附則第一項及び第二項中「本則の表」を「本則第一項の表」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第八十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十五年度に係る経済産業大臣が定める量を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業大臣が定める量　三十七・九億キロワット時

○経済産業省告示第八十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

第二項中「〇・二二円」を「〇・三五円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月の定例の検針等が行われた日から同年五月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年五月一日から同月三十一日まで）に電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第一項に基づく納付金の額の算定から適用し、平成二十五年三月の定例の検針等が行われた日から同年四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年四月一日から同月三十日まで）に電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る同項に基づく納付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第八十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

第四条第一号の表中国電力株式会社の項中「六・三一円」を「六・三六円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。